

(第 2 回) 契 約 変 更 の 内 容

契約変更年月日	令和 6 年 5 月 27 日
契約業者名	(株) ヤマト
契約業者の住所	群馬県前橋市古市町 1 1 8 番地
工事の名称	警視庁第八機動隊本館 (2 3) 機械設備改修その他工事
工事場所	東京都新宿区若松町 9 5 - 1
工事種別	暖冷房衛生設備工事
工事概要	1. 建物 1) 本館 換気設備 変更一式 衛生器具設備 変更一式 給水設備 変更一式 排水設備 変更一式 給湯設備 変更一式 厨房設備 変更一式 ガス設備 変更一式 撤去工事 変更一式 電気設備工事 変更一式 建築工事 変更一式
工期 (自)	令和 5 年 7 月 5 日
工期 (至)	令和 6 年 7 月 3 1 日
契約金額	3 4 4 , 3 0 0 , 0 0 0 円
変更金額	1 , 8 7 0 , 0 0 0 円
変更後の契約金額	3 4 6 , 1 7 0 , 0 0 0 円

変更理由	<変更内容> 本館 1. 機械設備 ・換気設備 給湯設備の変更に伴い、換気扇等の見直しが必要となったため、換気設備を変更し、増工する。 ・衛生器具設備 入居官署の要望により、衛生器具仕様の見直しが必要となったため、衛生器具設備を変更し、増工する。 ・給水設備 現地精査の結果、給水配管、弁類、仮設の見直しが必要となったため、給水設備を変更し、減工する。 ・排水設備 現地調査の結果、排水管の撤去・新設が不要となったため、排水設備を変更し、減工する。 ・給湯整備 入居官署の要望により、給湯器の仕様変更及び追加が必要となったため、給湯設備を変更し、増工する。 ・厨房設備 現地調査の結果、厨房機器の撤去・新設が必要となったため、厨房設備を変更し、増工する。 ・ガス設備 給湯設備の変更に伴い、ガス配管、弁類の新設が不要となったため、ガス設備を変更し、減工する。 ・撤去工事 現地調査の結果、石綿等現場発生材の構外搬出適切処理が必要となったため、撤去工事を変更し、増工する。 2. 電気設備 ・給湯設備の変更に伴い、分電盤、開閉器箱の新設が必要となったため、電灯設備を変更し、増工する。 ・給湯設備の変更に伴い、低圧電灯盤No.1の改修が必要となったため、受変電設備を変更し、増工する。 3. 建築工事 ・現地精査の結果、屋上の設備基礎新設等が不要となったため、取り止め減工する。 ・現地調査の結果、厨房の床改修が不要となったため、取り止め減工する。 ・現地精査の結果、更衣室、便所、浴室等のレイアウトの見直しが必要となったため、追加し増工する。
-------------	--

	・現地精査の結果、廊下、事務室等の天井改修一部が不要となったため、取り止め減工する。 ・現地調査の結果、石綿等の調査、除去運搬処分費が必要となったため、追加し増工する。 4. 工期は、低圧ケーブル納期遅延に伴い、令和6年2月1日から、工事一部一時中止としていたが、令和6年6月1日から工事再開の予定が立ったことから、61日間延長し、令和6年7月31日までとする。
--	--